

## 文化芸術推進基本計画（第 1 期）の在り方について（意見）

2017 年 11 月 20 日  
日本イコモス国内委員会

「文化芸術基本法」の前文にもあるように、文化芸術は、心豊かな社会の形成するものであり、それ自体が固有の意義と価値を有し、国民共通のよりどころとして重要な意味を持つ。文化芸術の推進とは、経済の充実のための手段ではなく、文化芸術それ自体の振興が第一義の目的となるべきである。

これを前提として「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」（以下「本計画」という。）について以下に意見を述べる。

（1）「文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定に向けたこれまでの審議経過について」で示された方向性について

- ・「効果的な投資」という文言は、経済的な効果だけを期待すると受け取られかねない。文化財や伝統文化等の本質的かつ総合的な価値を十分評価し、それを踏まえた投資をしなければ、本質的な質の向上による効果的な投資にはならないことを強調すべきである。
- ・効果は数値だけでは図ることができない。アイデンティティの醸成等定量化できない評価方法も取り入れるべきである。
- ・「投資」は、「公的・社会的支援や活動資金供給」等と、より具体的に説明することが必要である。
- ・「文化芸術のイノベーション」の意味や内容が分かりにくいので、更なる議論が必要である。そもそも文化芸術とイノベーションはなかなかなじまない概念である。
- ・伝統文化の継承と新たな文化芸術の創造の位置づけを明確にした上で、持続可能な文化芸術の保存・継承と創造に関する更なる言及が必要である。
- ・新しい人材、専門家の育成の必要性とそのため施策の充実について明確にすることが必要である。特に文化財等に関わる人材については、保存と活用の両方に関わる、理系文系両方に通じる、バランスのとれた専門家を育成するために、大学や研究所等の研究教育機関と連携した具体的なプログラムが必要である。
- ・文化芸術は国民の相互理解、相互の尊敬に不可欠であり、地域・都市の品格を保つことにより、結果として文化的観光等のような持続的経済活動が成立する。また、地域資源と言われる文化財や伝統的な文化は、保護・保全振興への支援や努力が先行して価値が構築されるものであり、「効果的な投資」や「戦略的に活用」等の選別的な対応は適切ではない。文化芸術の本質的な価値と経済的効果の優先順位が入れ替わらないようにする必要がある。
- ・文化芸術を通じた国際援助とそれにより期待される交流と平和への貢献について言及すべきであり、外務省や JICA との更なる協力といった具体的な方法についても言及が必要である。
- ・文化の多様性や重層性についての正確な調査・評価、保存活用計画の格段の充実が地域創生に不可欠である旨を強調することが必要である。
- ・文化財等の保存活用についての広域的施策に対する方向性は「歴史文化基本構想」等で行われているが、国土交通省との共同所管である「歴史まちづくり法」との連携をより明確にすべきである。「日本遺産」に関しては、引き続き多様な広範な文化財の調査や評価を進めると共に、広域的保存活用の仕組みが必要である。
- ・国民および、国内の在留外国人も含めた人々や訪日外国人の鑑賞機会の充実については、言語の問題だけでなくアイデアが必要である。
- ・本計画実現に向けた具体的なロードマップが必要である。
- ・本計画実現のための官民をつなぐプラットフォーム、中間支援組織の位置づけが必要である。

（2）その他、文化芸術基本計画に関する事項について

- ・本計画検討の前提として、日本は、文化芸術に関わる予算の国家予算に対する割合、特に文化財保護・保全の予算が、先進国の中で低く、地方自治体の文化芸術にかかる予算が極めて少ないという現状を課題として認識すべきである。
- ・文化芸術における地方自治体の担うべき姿、国と地方自治体との夫々の役割と連携協力に関する具体的な在り方を示すことが必要である。
- ・景観、観光、地域創生等に関し、文化庁と他省庁（国土交通省、環境省、農林水産省等）との連携について明確な方向付けが必要である。
- ・世界遺産におけるバッファゾーンのような、文化財とその周辺環境が一体となった保全についての言及が必要である。
- ・世界遺産条約やハーグ条約等の国際条約の位置づけと、国内法との関係を明確にすることが求められる。
- ・文化芸術、特に文化財分野での総合的かつ具体的施策立案等のためのシンクタンクの必要性について言及が求められる。
- ・災害時の文化芸術、特に地域文化や文化財（有形、無形、未指定を含む）に対する被害が大きかった東日本大震災や熊本地震を鑑み、大規模災害からの復興についての言及が必要である。